

## 学校給食費公会計化に伴う書類の提出について(依頼)

別添リーフレット「学校給食費の公会計化について」に示しています①「東広島市学校給食申込書」と②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を下記のとおり提出してください。

また、食物アレルギー等による減額申請の対象者の方は、③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」もあわせて提出してください。

### 1 提出していただく書類について

提出書類	留意事項	提出先
①「東広島市学校給食申込書」 (第1号様式) 全員提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容に変更がなければ、中学校卒業まで継続となります。</li> <li>本申込書には、滞納時、「児童手当」から公金振替として引き落としする場合の同意書も記載されています。あわせて記入・押印していただくようお願いします。</li> </ul>	通学する学校(園)へ
②「東広島市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」 全員提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>3枚複写となっています。<u>3枚とも押印して提出</u>してください。(返却された「お客様控え」は大切に保管しておいてください。)</li> <li>「学校(園)名」は、通学(通園)する学校名(園名)を記載してください。</li> </ul>	直接、引き落としを希望する金融機関へ
③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」 (第2号様式) 対象者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請対象者は、<u>飲用牛乳・主食(パン、米飯)を除去する方、飲用牛乳のみ申し込む方が対象者</u>です。(減額理由)食物アレルギー、乳糖不耐症、宗教上の理由等</li> <li>具体的な対応については、<u>年度内に、必ず学校(園)と相談の上、決定</u>してください。</li> </ul>	通学する学校(園)へ

### 2 その他

◆④「東広島市学校給食(変更・停止・再開)届」については、一度申込みを行った後に転出が確定した場合などに、学校(園)をとおして学事課へ提出してください。なお、提出後5日目(土日を除く。)から学校給食費に反映されますので、あらかじめご了承ください。

◆東広島市のホームページ掲載の「学校給食費公会計化『Q&A』」をご参照ください。  
※ 東広島市ホームページ>教育委員会>学事課>学校給食費公会計化に係るお知らせ 検索

東広島市教育委員会 学事課

電話番号：082-420-0975 FAX番号：082-423-7551

